

第5 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、同一のタンク専用室内に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合において、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計量が指定数量以上となるものにあつては、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

また、屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次の各項に定められた施設形態に応じて定められている。

第1項…平屋建の建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所

第2項…平屋建以外の建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所
（引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの）

第3項…アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の屋内タンク貯蔵所

1 平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（危政令第12条第1項）

(1) 屋内貯蔵タンクの位置（第1項第1号）

ア 「平屋建の建築物」とは、当該屋内貯蔵タンクを設置する建築物全体が、地階を有さず、地上の階数が一であるものをいうこと。

イ 第1項第1号において平屋建に限っているのは、万一の災害時における他の部分への影響、消火活動等を考慮しているためである。

ウ タンクの専用室には、タンク及びタンクに接続される配管その他の附属設備並びに消火器等の保安のための設備は設置してもさしつかえないが、その他のものは設置してはならない。

エ タンク専用室には、二以上のタンクを設けることができる。

オ 屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物中に複数設置することができる。

ただし、複数の屋内タンク貯蔵所が壁又は床を共用することはできないものとする。

(2) 離隔距離（第1項第2号）

屋内貯蔵タンクとタンク専用室との間及びタンク相互の間に、0.5m以上の間隔を保たなければならないこととされている。この間隔は、屋内貯蔵タンク等の点検等のために必要な間隔として定められているものであることから、柱やその他の設備を設置してはならない。

また、タンクと専用室の屋根、はり等の間隔は、特に規定されていない

が、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える程度の間隔は必要である。

- (3) 標識及び掲示板（第1項第3号）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。その他の基準については「第2 製造所の基準3」の例によること。

- (4) 屋内貯蔵タンクの容量制限（第1項第4号）

ア 指定数量の40倍以下であること。また、指定数量が大きい危険物にあつては、その量が大きくなるため、さらにその危険性も考慮して、比較的危険性の低い第4類の第4石油類又は動植物油類を除く危険物については、容量の上限が20,000ℓまでとされている。

イ ニ以上の屋内貯蔵タンクを同一のタンク専用室内に設ける場合にあつては、総量が、アに示す容量以下であること。

ウ 容量制限については、屋内タンク貯蔵所が建築物内に設けられること、保安距離を必要としないこと等から比較的住居の近くに設置される場合もあるという実態を考慮して定められたものである。

- (5) 屋内貯蔵タンクの構造（第1項第5号）

「第4 屋外タンク貯蔵所7」の構造の例によること。

- (6) 外面塗装（第1項第6号）

「第4 屋外タンク貯蔵所11」の例によること。

- (7) 通気管、安全装置（第1項第7号）（危省令第20条第2項、第19条）

圧力タンク以外の屋内貯蔵タンクにあつては通気管を、圧力タンクにあつては安全装置を設けなければならないこと。また、第4類の危険物の屋内貯蔵タンクの通気管は、先端を屋外に設置する関係上、通気管が長くなることが予想され、またそれに伴う圧力調整上の困難が予想されることから、大気弁付通気管の使用を避け、無弁通気管を設けること。ただし、アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、危省令第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大気弁付通気管を設置することは差し支えない。
（昭和37年10月19日自消丙予発第108号）

ア 通気管は、次によること。

(7) 横引き管は、1/100以上の上り勾配とすること。また、通気管が長くなり屈曲を生ずることが考えられるが、通気管内で凝縮した危険物が滞油するような屈曲を設けてはならない。

(4) 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。

(ウ) 通気管の先端を屋外にあつては地上4m以上の高さとすること。さらに、建築物の開口部から建築物内に可燃性蒸気が流入するのを防止するため、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すものとするほか、

引火点が40℃未満の危険物を貯蔵するタンクに設ける通気管は、敷地境界線から1.5m以上離して設置すること。

イ 安全装置は、「第2 製造所の基準17」の例によること。

(8) 自動表示装置（第1項第8号）

「第4 屋外タンク貯蔵所の基準14」の例によること。

(9) 注入口（第1項第9号、第2項）

「第4 屋外タンク貯蔵所の基準15」の例によること。

(10) ポンプ設備（第1項第9号の2）（危省令第22条の5）

タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備にあつては「第4 屋外タンク貯蔵所の基準16(6)、(7)及び(8)」、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては、ポンプ設備を堅固な基礎上に固定するとともに、危険物が万一漏れたときにポンプ設備からの火災を防止するため、ポンプが液に浸されないよう周囲にタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上の不燃材料で造った囲いを設けるか、ポンプ基礎の高さをしきいの高さ以上とすること。また、その構造については「第4 屋外タンク貯蔵所16(6)、(8)」の例によること。

設置場所		屋 外	ポンプ室内	タンク専用室内
平屋建	タンク専用室の存する建築物以外	危政令第11条第1項第10号の2ハ、ル、ヲ	危政令第11条第1項第10号の2ハからヌまで及びヲ	
	タンク専用室の存する建築物内		同上 (危省令第22条の5第1項第1号)	危省令第22条の5第1項第2号

【第5-1表 屋内貯蔵タンクに付属するポンプ設備の基準の適用】

(11) 弁（第1項第10号）

「第4 屋外タンク貯蔵所の基準17」の例によること。

(12) 水抜管（第1項第10号の2、2項）

「第4 屋外タンク貯蔵所の基準18」の例によること。

(13) 配管（第1項第11号、11号の2）

配管については、「第2の製造所の基準22」の例、緩衝装置については、「第4の屋外タンク貯蔵所の基準19(1)」の例によること。

(14) タンク専用室の構造等（第1項第12号～第15号）【第5-1図】

「第3 屋内貯蔵所の基準1、(6)～(9)」の例によること。

(15) 傾斜、貯留設備（第1項第16号）

「第3 屋内貯蔵所の基準1(10)」の例によること。

(16) 流出防止措置（第1項第17号）

万一タンクから危険物が漏えいした場合においても、タンク専用室外へ拡大させない目的で流出防止措置を講じることとされている。なお、タンク専用室の壁に開口部等を設ける場合にあっては本号の趣旨を勘案し、その位置をしきいの高さ以上の高さとする等の配慮が必要である。

ア タンク専用室の出入口のしきいの高さは、当該室内に貯蔵する危険物の全容量を収容できる高さとする。

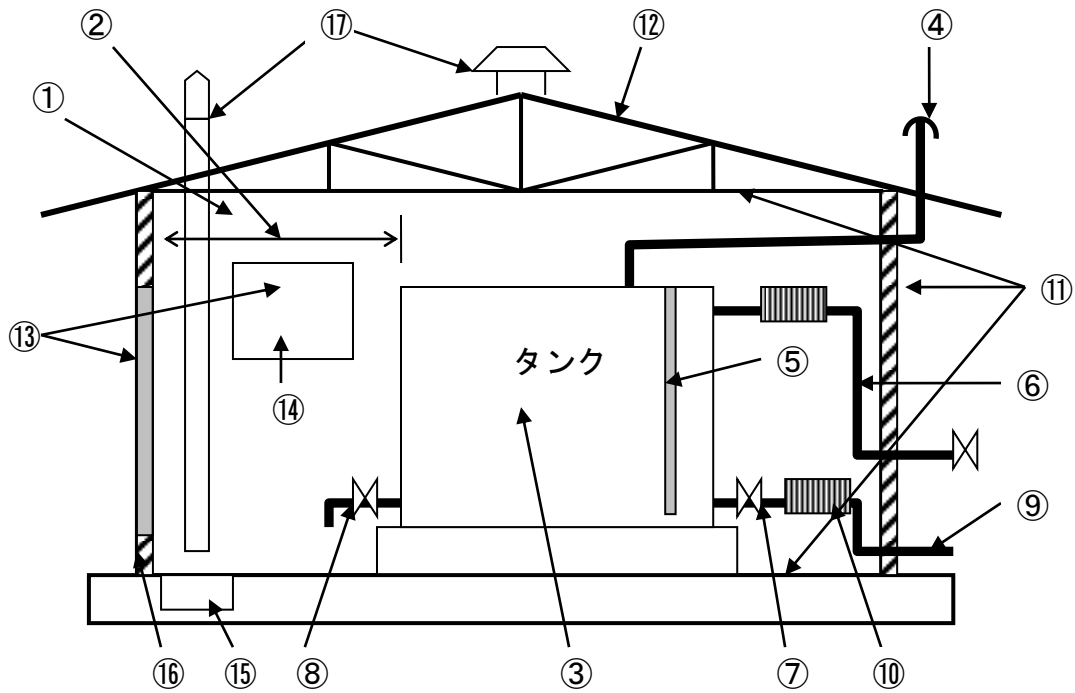
イ タンク専用室内に貯蔵する危険物の全容量を収容できる囲い又はせきを設ける場合（ポンプ設備を当該囲い又はせきの外側に設ける場合を除く。）にあっては、当該囲い又はせきをもってタンク専用室の出入口のしきいに代えることができること。なお、囲い及びせきについては、鉄筋コンクリート造とするほか、屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(17) 採光、照明、換気及び排出（第1項第18号）

「第3 屋内貯蔵所の基準1、(12)」の例によること。

(18) 電気設備（第1項第19号）

「第2 製造所の基準18」の例によること。



【第5-1図 屋内タンク貯蔵所の構造例】

- | | | |
|---|--------|---------------|
| ① | 第1号 | タンク専用室 |
| ② | 第2号 | タンクと壁との距離 |
| ③ | 第4号 | 容量 |
| | 第5号 | タンクの構造 |
| | 第6号 | さびどめ塗装 |
| ④ | 第7号 | 通気管 |
| ⑤ | 第8号 | 液面計 |
| ⑥ | 第9号 | 注入口 |
| ⑦ | 第10号 | 元弁 |
| ⑧ | 第10号の2 | 水抜口 |
| ⑨ | 第11号 | 配管 |
| ⑩ | 第11号の2 | 緩衝装置 |
| ⑪ | 第12号 | 壁、柱、床及びはり |
| ⑫ | 第13号 | 屋根 |
| ⑬ | 第14号 | 出入口及び窓 |
| ⑭ | 第15号 | 網入りガラス |
| ⑮ | 第16号 | 貯留設備 |
| ⑯ | 第17号 | しきい |
| ⑰ | 第18号 | 採光、換気設備及び排出設備 |

2 平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（危政令第12条第2項）

(1) タンク専用室（第2項第1号）

タンク専用室を平屋建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所であっても、タンクはタンク専用室に設置すること。その他の基準については、1、(1)、ウの例によること。

(2) 危険物の量を表示する装置（第2項第2号）

ア 危険物の量を表示する装置は、屋内貯蔵タンクの注入口付近に設置することとされているが、これは、平屋建以外の建築物に設けられる注入口は、タンクの設置場所から遠く隔たった場所に設置されることも想定されることから、屋内貯蔵タンクへの危険物の注入時における過剰注入による危険物の漏えい等を防止する目的で定められたものである。したがって、危険物の量を容易に覚知することができる場合には、設置の必要はないこととされている。

イ 「危険物の量を表示する装置」は、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。（昭和46年7月27日付消防予第106号通知）

ウ 「当該危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、タンク専用室と、注入口の間が、おおむね歩行距離で20m以内であり、かつ、音声により容易に連絡できる場合又は見通し可能な場合をいうこと。

(3) ポンプ設備（第2項第2号の2）（危省令第22条の6）

タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては、「第4 屋外タンク貯蔵所16、(8)」の例によるほか、次によること。

ア ポンプ設備をタンク専用室以外の場所に設ける場合

(7) ポンプ室の壁及び上階がある場合の上階の床は、防火上有効な隔壁とするよう指導すること。

(イ) 「第4 屋外タンク貯蔵所の基準16、(6)、イ及びウ」の例によること。

イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合

「漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずる」とは、ポンプ設備の周囲に設ける囲い又は基礎の高さを、タンク専用室の出入口のしきい又は危険物を収容するための囲い若しくはせきの高さ以上にすることをいうこと。

設置場所		屋外	ポンプ室内	タンク専用室内
平屋建以外	タンク専用室の存する建築物以外	危政令第11条第1項第10号の2ハ、ル、ヲ	危政令第11条第1項第10号の2ハからヌまで及びヲ	
	タンク専用室の存する建築物内		危省令第22条の6第1項第1号	危省令第22条の6第1項第2号

【第5-2表 屋内貯蔵タンクに付属するポンプ設備の基準の適用】

(4) タンク専用室の構造等（第2項第3号～第6号）

ア タンク専用室は、壁、柱、床、はりを耐火構造とすること。

イ タンク専用室に上階がある場合には上階の床を耐火構造とし、上階のない場合には屋根を不燃材料で造り、かつ、天井を設けないこととされ火災等が発生した場合において他の部分へ被害が拡大しない構造とすること。

ウ タンク専用室には窓を設けないこと。

エ 出入口には、常時閉鎖状態が確保されるよう自動閉鎖式の特定防火設備を設けなくてはならない。

(5) 防火ダンパー等（第2項第7号）

平屋建以外の建築物に設けるタンク専用室の換気及び排出の設備には、タンク専用室内又はタンク専用室以外の部分において火災が発生した場合に、壁等を貫通する換気設備等のダクト等を通じて火災が相互に拡大するのを防止するため、防火上有効にダンパーを設けること。

(6) 危険物流出防止構造（第2項第8号）

タンク専用室内で漏えい事故が発生した場合に、これがタンク専用室以外の部分へ拡大するのを防止する目的で、屋外タンク貯蔵所の防油堤と同様の役目をなす構造のものとする。

構造としては、出入口のしきいの高さを高くする方法、タンク専用室内にせきを設ける方法等がある。また、いずれの方法によっても、タンク専用室内に、收容されている危険物の全容量が収納できるものとする必要がある。（昭和46年7月27日消防予第106号）

3 アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等の屋内タンク貯蔵所（危政令第12条第3項）

アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は、取り扱

う屋内タンク貯蔵所について、第1項に掲げる基準を超える特例が定められている。その内容は、危省令第22条の2の5から第22条の2の7によること。